

(案)

日野川地域森林計画書 (第1回変更)

(日野川森林計画区)

樹立年月日

令和 6年12月26日

変更年月日(第1回)

令和 7年12月●●日

計画期間

自 令和 7年 4月 1日

至 令和17年 3月31日

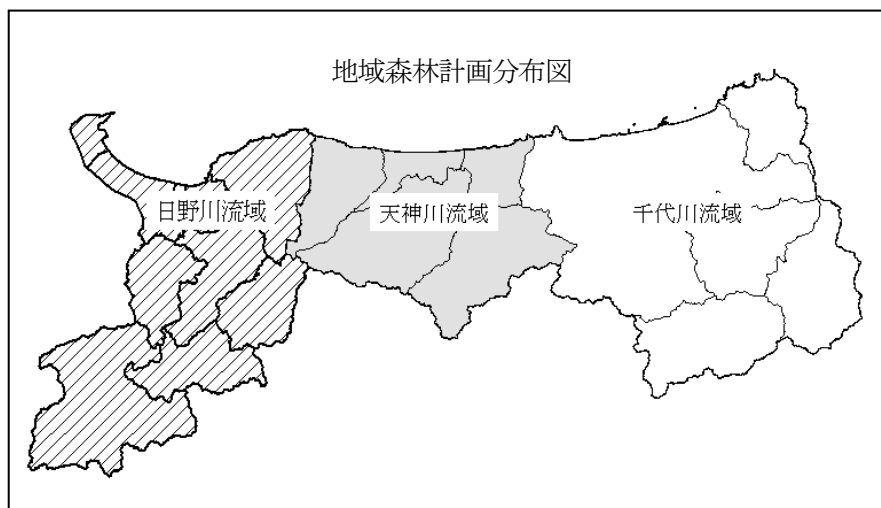
鳥 取 県

目 次

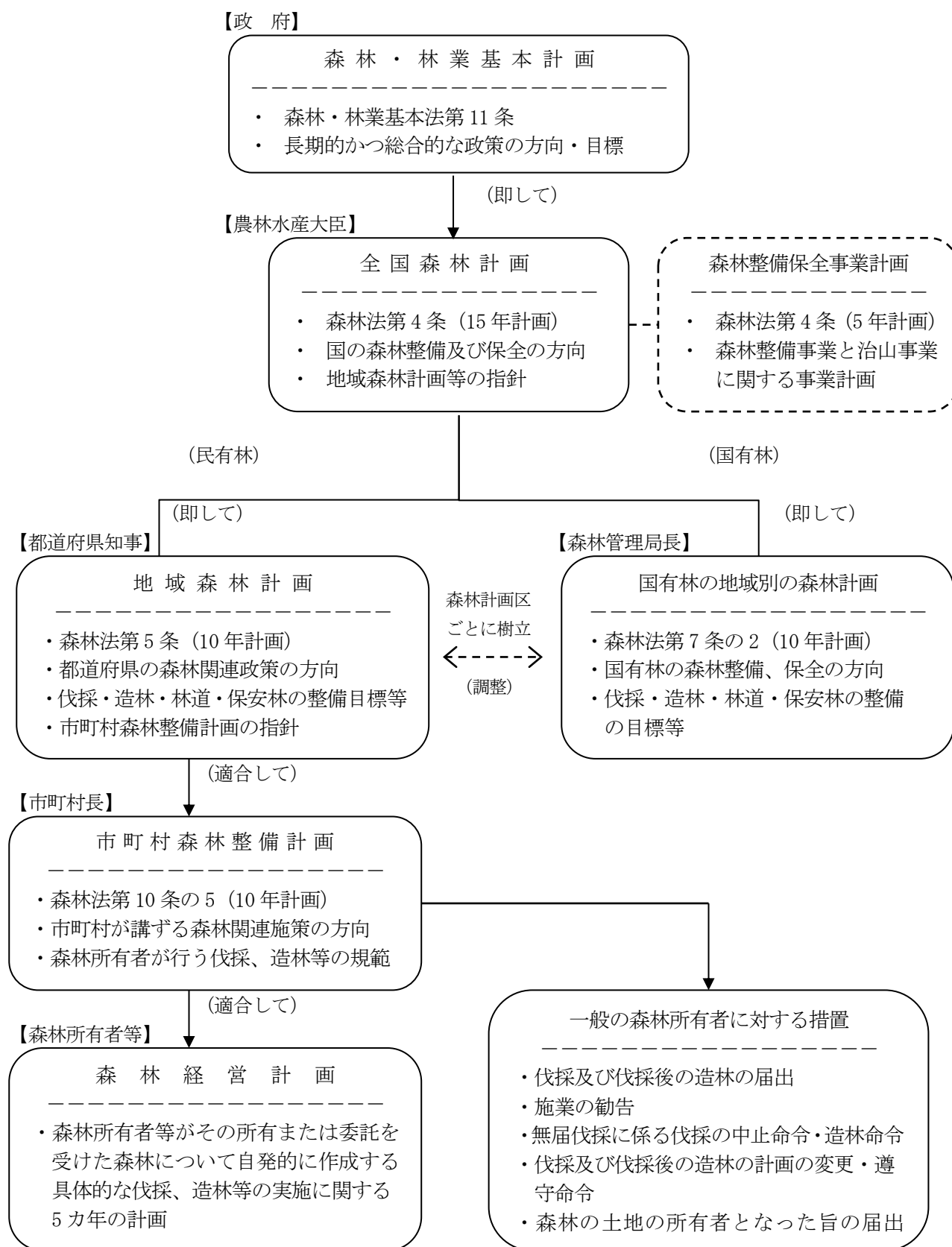
日野川地域森林計画区概況図.....	1
森林計画制度の体系図.....	2
I 計画の大綱.....	3
1 森林計画区の概況.....	3
(1) 位置及び行政区域.....	3
(2) 自然条件.....	3
(3) 社会的条件.....	3
(4) 森林・林業の概要.....	3
(5) 計画区の特徴.....	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	4
(1) 伐採立木材積及び造林面積.....	4
(2) 林道開設延長.....	4
(3) 保安林指定面積及び治山工事施工数.....	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方.....	5
II 計 画 事 項.....	7
第1 地域森林計画の対象とする森林の区域.....	7
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項.....	7
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項.....	8
(1) 森林の整備及び保全の目標.....	8
(2) 森林の整備及び保全の基本方針.....	9
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等.....	10
2 その他必要な事項.....	10
第3 森林の整備に関する事項.....	10
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....	10
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針.....	10
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針.....	11
(3) その他必要な事項.....	11
2 造林に関する事項.....	12
(1) 人工造林に関する指針.....	12
(2) 天然更新に関する指針.....	13
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針.....	13
(4) その他必要な事項.....	14
3 間伐及び保育に関する事項.....	14
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針.....	14
(2) 保育の標準的な方法に関する指針.....	14
(3) その他必要な事項.....	15
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	15
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針.....	15
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針.....	16
(3) その他必要な事項.....	16
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項.....	16
(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方.....	16
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方.....	17
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方.....	17
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方.....	17

(5) 林産物の搬出方法等.....	18
(6) その他必要な事項.....	18
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	18
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針.....	18
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針.....	18
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針.....	18
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針.....	19
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針.....	19
(6) その他必要な事項.....	20
第4 森林の保全に関する事項.....	21
1 森林の土地の保全に関する事項.....	21
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の区域の面積等.....	21
(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法.....	22
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項.....	22
(4) その他必要な事項.....	22
2 保安施設に関する事項.....	22
(1) 保安林の整備に関する方針.....	22
(2) 保安施設地区に関する方針.....	23
(3) 治山事業に関する指針.....	23
(4) その他必要な事項.....	23
3 鳥獣害の防止に関する事項.....	23
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針.....	23
(2) その他必要な事項.....	23
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項.....	24
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針.....	24
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）.....	24
(3) 林野火災の予防の方針.....	24
(4) その他必要な事項.....	24
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項.....	24
1 保健機能森林の区域の基準.....	24
2 その他保健機能森林の整備に関する事項.....	24
3 その他必要な事項.....	25
第6 計画量等.....	25
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積.....	25
2 間伐面積.....	25
3 人工造林及び天然更新別の造林面積.....	26
4 林道の開設又は拡張に関する計画.....	27
5 保安林整備及び治山事業に関する計画.....	32
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	32
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等.....	33
(3) 実施すべき治山事業の数量.....	33
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期.....	33
第7 その他必要な事項.....	34
1 保安林その他制限林の施業方法.....	34
2 その他必要な事項.....	49

日野川地域森林計画区概況図



森林計画制度の体系図



※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び行政区域

日野川森林計画区は、鳥取県の西部に位置し、東は天神川森林計画区、南は岡山県及び広島県、西は島根県に接し、北は日本海に面している。本計画区の行政区域は米子市・境港市・西伯郡・日野郡の2市6町1村をもって構成され、総土地面積は1,208km²で県土の34%を占めている。

(2) 自然条件

計画区の東部から南部には、中国山地最高峰の大山(1,729m)を始め、金ヶ谷山(1,164m)、毛無山(1,218m)、花見山(1,188m)、道後山(1,271m)等の中国山地の山岳が連なっている。この中国山地を源とする日野川が中央部を北流して日本海に注ぎ、下流には米子平野が広がり、河口から北西方面には延長20kmに及ぶ長大な砂州からなる弓ヶ浜半島が形成されている。

南部は1,000m級の山々に囲まれた500～800mのなだらかな高原状をなし、日野川及びその支流に沿って盆地が形成されている。北部は、大山山麓の裾野が北西に広がるなだらかな扇状地と低山地からなっている。

この地域の森林の地質は、大部分が花崗岩で占められており、その他に安山岩、火山砕屑岩、流紋岩等が一部に分布している。

気候は、裏日本型に属し、梅雨期、台風期とともに冬季に北西の季節風による降水量が多く、湿潤で曇天の天気が多い。年平均気温は米子市(米子測候所)で16.2℃、境港市(境測候所)で16.3℃、日南町(茶屋測候所)で12.7℃、年間降水量はそれぞれ1,649mm、1,893mm、1,798mmである。

(3) 社会的条件

この地域の土地利用の面積比率は、森林70%、農地11%、宅地・その他19%となっている。

人口は、230千人(県総人口の42%)で人口密度は1km²当たり190人(県平均1km²当たり158人)であるが、その大部分は北部の平野部に集中しており、日野郡は1km²当たり16人と少ない。

総就業人口は約11万1千人で、産業別内訳は第一次産業が6%、第二次産業が21%、第三次産業が70%で、第三次産業就業者が他の計画区に比べて多い。林業就業者は全体の0.2%(261人)に過ぎない。

主要な交通網は、日本海沿いに国道9号とJR山陰本線、米子市から境港市へ通じる国道431号、日野川沿いには岡山県に通じる国道180号、181号とJR伯備線、広島県に通じる国道183号、江府町には岡山県に通じる国道482号がある。また、中国横断自動車道が米子市から岡山県に通じているのに加え、山陰道が供用を開始しており、交通網の整備が進んでいる。

(4) 森林・林業の概要

本計画区の森林面積は、85,168ha(県全体の33%)で、その内訳は、国有林が6,348ha、民有林が78,821haである。

本計画区の林業は2地区に大別され、南部の日野地方は古来、たたら用黒炭の原木林であったが、戦後の拡大造林による新興林業地域であり、北部の大山山麓はアカマツの適地で古くからマツ材の生産地となっている。

地域森林計画対象の民有林面積は78,770haでそのうち人工林面積は44,814haであり、人工林率は57%と県平均の55%に比べ高いが、1ha当たりの蓄積量は397m³と県平均の1ha当たり422m³と比べ低くなっている。

また、人工林の齢級配置は、保育対象となる7齢級以下の森林が13%で、県平均12%と比較してその割合は若干高い。天然林面積は31,627ha、蓄積量は4,039千m³で、1ha当たりの蓄積量128m³と県平均の1ha当たり126m³に比べ高くなっている。

なお、森林の資源構成は、次の表のとおりである。

計画対象森林の資源構成

	面積(ha)		ha 当たり蓄積(m ³)	
人工林	44,813.60		397	
天然林	31,627.15		128	
竹林	1,147.33		—	
無立木地	1,182.08		—	
計	78,770.17		—	
人工林率(%)	57		—	
樹種別材積 構成率(%)	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹
	42	17	20	13

(5) 計画区の特徴

- ア 中国山地最高峰大山の山岳景観を擁する大山隠岐国立公園、船通山から道後山に連なる中国山地の比婆道後帝釈国定公園、日野町滝山及び日南町石霞溪の溪谷美からなる奥日野県立自然公園がある。
- イ 日南町にLVL（単板積層材）工場、南部町にCLT（直交集成板）工場、境港市に合板工場を有しており、県内有数の原木消費地となっている。
- ウ 米子市及び境港市の海岸松林では、平成22年度の大雪により多くのクロマツが幹折れなどの雪害を受けたため、地元自治会や企業が主体となってクロマツの植栽、草刈り、清掃活動等により白砂青松の復活を目指す取組が行われている。
- エ 大山山麓では、大正10年代から天然林を活用したアカマツ林の整備が進められ、マツ材の生産地となっているが、近年、松くい虫による被害を多く受けており、その適確な防除が課題となっている。
- オ 水源かん養、土砂流出防備保安林等の保安林は、森林面積の40%が指定されている。このうち水源かん養保安林は95%を占め他の計画区に比べ高くなっており、重要な水源地域となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積及び造林面積

伐採立木材積は、計画量818千m³に対して実行量562千m³で実行率69%であった。その内訳は、主伐材積が計画量342千m³に対して実行量101千m³で実行率30%となり、間伐材積が計画量476千m³に対して実行量460千m³で実行率97%であった。

主伐材積は、材価低迷と再造林への負担による主伐控え等の原因により計画量に対する実行量は低かった。また、間伐材積は、集約化の取組みや作業道、高性能林業機械の整備等による低コスト化に向けた取り組みを進めた結果実行率が高かった。

造林面積は、計画量1,416haに対して実行量443haで実行率31%であった。その内訳は、人工造林が計画量1,160haに対して実行量305haで実行率26%となり、天然更新が計画量256haに対して実行量138haで実行率54%であった。主伐材積が計画に対して実行率が低かったことに伴って、造林面積も同様に計画に対する実行率は低かった。

(2) 林道開設延長

林道の開設延長は、計画量13.6kmに対して実行量4.3kmで実行率31.6%であった。林道開設には多大な経費と時間を要し、県、国及び市町村等の厳しい財政事情を理由として計画に対する実行率は低かった。

今後も引き続き現場条件に適した工法の選定や開設コストの縮減に取り組みつつ、開設する林道の優先順位を適確に定め、早期共用開始を図っていくことで、効率的かつ経済的な森林施業に貢献できる林道開設に取り組む必要がある。

(3) 保安林指定面積及び治山工事施工数

保安林指定面積は、計画量34,382haに対して実行量34,359haで実行率100%であった。その内訳は、水源涵養に関するものが計画量31,870haに対して実行量31,825haで実行率100%となり、災害防備に関

するものが計画量 1,671ha に対して実行量 1,693ha で実行率 101%となり、保健・風致に関するものが計画量 841ha に対して実行量 841ha で実行率 100%であった。治山工事施工数は、計画量 16 箇所に対して実行量 26 箇所 で実行率 163%であった。保安林指定面積及び治山工事施設は計画量をおおむね達成できた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

当計画区においては、長期にわたる人工林の造成により森林蓄積は着実に増加してきており、さらに多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつある。近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、適切な施業及び整備を実施し、木材の供給能力を高め、安定的に供給していくとともに、利用の拡大を推進する必要性が増している。

県内では、合板や木質バイオマスを中心とする木材需要の拡大に合わせ、素材生産量も大幅に拡大しつつあるものの、林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷などにより未だ厳しい状況であり、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の所在、将来の林業を担う技術者の確保・育成に向けた労働環境の改善など課題も多い。

一方、森林の有する公益的機能に対する県民の期待は、渇水等を防ぐための水源涵養や山地災害の防止、さらには森林とのふれあい、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収・固定源に対する期待が高まっており、環境・保健・文化・教育的な面における森林の果たす役割の重要性が増している。県民の参画と協働により、二酸化炭素の吸収等、森林の有する公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるための「豊かな森づくり協働税」に加え、カーボン・オフセットを活用した森林整備などの取組も開始されている。

さらに、平成31年度から森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明などにより整備が進んでいない森林について、市町村を中心として適切な森林の経営管理を推進し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る、新たな森林経営管理制度が始まった。

このため、重視すべき機能を中心として、森林の有する多面的機能（注）の継続的発揮、林業・木材産業の再生と雇用への貢献、森林資源の有効活用を目的として、次のような基本的な考え方を定めた。

注： 本計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

ア 森林整備の方向性

- ・将来に渡って持続的な林業経営を確保し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮していくため、計画的に作業道を整備し、利用間伐の推進による収益を確保しつつ、森林所有者に利益を還元していく低コストな木材生産を進める。
- ・持続可能な森林資源の循環利用を実現するため、また、花粉発生源対策を加速化することにも留意し、苗木の安定供給を図りながら、皆伐再造林を進める。
- ・小規模・分散的な森林の経営を森林組合等林業事業体へ集積・集約化し、スケールメリットを活かした林業経営を進めるとともに、不在村者所有森林等の適正管理を進める。
- ・森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。
- ・航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化を図る。
- ・利用されずに放置されてきた里山等における広葉樹林や竹林の整備を進める。
- ・県民、企業、NPO等の多様な主体で支える森林づくりの活動を推進するとともに、地球温暖化対策のための取組である「カーボン・オフセット」の活用により、森林の整備・保全の一層の促進を図る。

イ 人材育成の方向性

- ・森林づくりを支える担い手を確保・育成する。また、地域の森林経営を担い、スマート林業や低コスト林業を進める中核的存在となる人材の育成を図る。

- ・林業経営者の意識改革による林業現場の働き方改革の推進を図るとともに林業従事者の安全向上に向けた取組を進める。

ウ 森林資源の利用に関する方向性

- ・県産材の安定取引、流通コスト削減のため、県内製材工場の主な原木の入手先となっている原木市場の役割にも配慮しつつ、原木需給情報の共有化に関する取組やLVL・CLT・合板工場や大規模製材工場等への直送体制の導入を推進し、需要やニーズに合った製品の生産・供給体制づくりを進める。
- ・未利用間伐材や低質材等の利活用を進め、木質バイオマス発電施設への燃料用原木の安定供給体制を構築する。
- ・公共建築物木材利用促進法や鳥取県産材利用推進指針を踏まえ、県民が一丸となって、森林を支える林業・木材産業の再生に向けた「木づかい運動」を進める。
- ・原木林の造成など「原木しいたけ」の更なる増産と品質向上のための取組に加え、森林の新たな利用も進める。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 地域森林計画の対象とする森林の区域

(単位 面積 : ha)

区 分		面 積	備 考
総 数		78,792.85	1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。 2 地域森林計画の対象とする森林においては、以下の事項が対象となる。 (1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く） (2) 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出 (3) 森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く） 3 森林計画図の縦覧場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局 鳥取県西部総合事務所農林局農林業振興課 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 4 地域森林計画の対象に含めない森林 (1) 近接する森林と森林施業上の関連を有しない森林（孤立し、かつ 0.3ha 以下の森林） (2) 都市計画法による市街化区域内の森林又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域として定められている区域内の森林であって当該市街化区域又は用途地域として定められている区域外の森林と森林施業上の関連を有しない森林 (3) 国又は地方公共団体が実施する事業により道路、鉄道、住宅用地、工業用地若しくは、農業用地等森林以外の用に供される森林
市 町 村 別 内 訳	米 子 市	2,806.40	
	境 港 市	35.06	
	日 吉 津 村	6.92	
	大 山 町	8,621.99	
	南 部 町	8,541.57	
	伯 耆 町	8,680.07	
	日 南 町	29,176.63	
	日 野 町	11,699.93	
	江 府 町	9,224.28	

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション 機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。 この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林資源の整備及び保全は、長期的な視点に立って着実に実施していくことが重要である。このため、計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態を次のとおり定める。

(単位 面積：ha)

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	44,839	43,794
	育成複層林	559	1,604
	天然生林	31,043	31,043
森林蓄積 (m ³ /ha)		289	290

- 注) 1 育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為※₁により単一の樹冠層を構成する森林。
 2 育成複層林 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、人為により複数の樹冠層※₃を構成する森林。
 3 天然生林 主として天然力※₃を活用することにより成立させ、維持する森林※₄。

※1「人為」とは、植栽、補助更新（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の作業を行うこと。

※2「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※3「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

※4「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、本指針を踏まえ、立木竹の伐採を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20 haごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、森林の有する公益

的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	生産目標	期待径級(cm)
日野川森林計画区一円	ス ギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	マ ツ	一 般 材	18
		梁 桁 材	28

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の有する生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40%以下）を基準とすること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画において定められ、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務づけるものではない。

具体的には、市町村の区域内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、長伐期施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢の2倍程度以上を目安とすること。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クスギ コナラ	その他広
日野川森林計画区一円	40年	45年	35年	45年	10年	20年

(3) その他必要な事項

ア 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の林齢の指針

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢は、生育途上にある立木が当該年齢に達するまでは主伐を見合わせるにより、森林生産力の有効な利用を図るための指標であり、制限林で伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けている森林以外の森林に適用されるが、市町村内の主要樹種について、森林生産力の阻害を防止する観点から、連年成長量が最大となる年齢を基準として、原則とし

て5の倍数をもって定めるものとする。

本計画区の主要樹種については、概ね下表のとおりであることから、この林齢を基礎とし、市町村内の主要樹種について定めるものとする。

地 区	樹 種			
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針
日野川森林計画区	20年	25年	20年	25年

イ 老齢林であるなどの理由により伐採を促進すべき林分の指針

制限林、特用林、自家用林、試験研究の目的に供している森林以外で、老齢林等のため風害、病虫害等の被害を受けているもの又は受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて定めるものとする。

2 造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

（1）人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

なお、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次に掲げる指針の事項について、人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

（ア）人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市町村の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ ヒノキ マ ツ	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	1, 5 0 0

（イ）人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。

急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。

b 植付け方法

苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

c 樹下植栽の標準的方法

複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽すること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林と定められている伐採跡地では、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に造林を行うこととする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内に造林を行うこととする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地では、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合は、その後2年以内に造林を行うこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然更新の完了を確認する方法等については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとする。

また、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次に掲げる指針の事項について、天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村の区域内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等その他高木性の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

(イ) ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる3・4年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は市町村による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然

更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林については、市町村森林整備計画においてその基準及び所在を定め、的確な更新を確保することとする。

なお、人工林については原則として伐採後は植栽による更新を行うものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次に掲げる指針の事項について、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育を行う際の規範として定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が10分の8以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めること。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

高齢級間伐（7齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入するよう定めること。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。

樹 種	施業体系	間 伐 時 期 (年)				間伐の方法
		初 回	2回目	3回目	4回目	
ス ギ	大径材	15 ～ 20	25 ～ 30	35 ～ 45	50 ～ 60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15 ～ 20	25 ～ 35			
ヒノキ	大径材	15 ～ 20	25 ～ 30	40 ～ 50	60 ～ 70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15 ～ 20	25 ～ 35			

(注) ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹 種	保育の 種 類	実 施 年 齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30
ス ギ ヒノキ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△								
	つる切							←	△	→		←	△	→					
	除 伐									←	○	→			←	△	→		
	髷こし	←					△									→			
	枝打ち											←		○		→	←	△	→

(注) △は必要に応じて実行する。

下刈りの実施時期については、樹種の生育状況や植生の種類、植生高により判断するものとし、状況に

応じて下刈りの回数を削減、実施期間の短縮ができるものとする。

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、第2の1の(1)「森林の整備及び保全の目標」及び(2)「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、市町村森林整備計画において定める事項の指針を定めるものとする。この際、保安林などの法令、森林の自然条件、社会的条件、森林の機能の評価区分(「森林の機能別調査実施要領の策定について」(昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知)に基づく評価区分をいう。)、森林の機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案すること。

ア 区域の設定

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、次に示す基準を原則とする。

ただし、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

- (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、水源涵養機能維持増進森林という。)

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という。)

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林。

- (ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、快適環境機能維持増進森林という。)

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や県民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林。

- (エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、保健機能維持増進森林という。)

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林。

イ 施業の方法に関する指針

- (ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とし、皆

伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

(イ) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの森林の有する公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観及び多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するための伐採を行うものとする。天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の更新を確保するため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。特定広葉樹の生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めることとする。

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

(3) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるもの

とする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

基幹路網の現状

（単位 延長：km）

区分	路線数	延長
基幹路網	226	310.27
うち林業専用道	0	0

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

（単位 m/ha）

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	85 以上	25 以上
	架線系 作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	60 〈50〉 以上	15 以上
	架線系 作業システム	20 〈15〉 以上	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	5 以上

（注）「急傾斜地の」〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画において、（２）を踏まえ、林班ごとに傾斜、地質、路網整備の状況等を勘案し、木材生産機能、人工林の分布状況から判断し、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日林野道第 107 号林野庁長官通達）、鳥取県林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000207814 号農林水産部長通知）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000193342 号）に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

持続的な林業の確立、山地災害リスクの回避の観点から、立木の伐採・搬出及びそれに伴う集材路・土場の作設の際には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、現場条件等を勘案した搬出方法を定めることとする。

イ 更新を確保するための搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地積調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

イ 森林施業の共同化に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市町村、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者等への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

今後、事業主は現状の立ち後れた雇用管理を早急に改善すると共に事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための作業道の整備等による事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

このため、林業労働力確保支援センター（公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団）を中核とし、林業関係者の協力・連携を得ながら鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画に示す林業労働力の確保の目標に向けて、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組む意欲と能力のある事業主がたてる改善計画を知事が認定し、認定をうけた事業主に対して効果的に支援措置を実施し、林業労働力の確保を図ることとするものと鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画で支援方針を定めたところである。

イ 林業従事者の確保・育成

林業従事者の確保・育成のためには、林業事業体の経営体質の改善・強化による安定的な雇用の継続を前提に、県内で年間 50 名程度の新規就労者の確保に努めることとし、それに対して県と国では支援措置を実施している。国では平成 15 年度から「緑の雇用担い手育成対策事業」、平成 23 年度から「緑の雇用」現場技能者育成対策事業を、県では平成 21 年度から「鳥取県版緑の雇用支援事業」を実施し、新規就労者の段階的な技術・技能の習得研修等を実施する林業事業体及び自伐林家に対して支援を行っているほか、「鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業」により技術・技能の向上、労働安全衛生環境の整備等を支援し、林業事業体及び新規参入事業体の育成を推進しているところである。

さらに、若者等の新規参入を困難にしている一因である労働災害の防止を図るため、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善、チェーンソー防護衣等の着用の徹底や「とっとり森林緊急通報カード」の運用などの安全衛生教育の実施等を推進する。

ウ 林業経営基盤の強化

主たる林業事業体である森林組合については、組織の経営基盤の強化等を図るとともに、生産管理手法の導入や安定的な事業量の確保、生産性の向上等の事業の合理化を促進すること等により、林業経営基盤の強化に努めることとする。

（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能機械の導入促進

森林施業の効率化や労働災害の減少を図るため、林業機械の普及宣伝、機械の共同利用等により、高性能林業機械の導入を促進するとともに、林地の傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた作業システムの確立・普及及び林業機械の稼働率向上、林業機械オペレーターの養成を計画的に推進する。

また、林業機械の導入に不可欠である林道、作業道等の整備を積極的に推進するとともに、機械の共同利用組織の活用、林業機械の利用体制の整備等に取り組む。

イ 機械化作業システム

森林の地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムは次の中から適宜選択する。また、間伐作業に対応した効率的な作業システムの導入及びその普及定着を推進する。

区 分	機械作業システム	主 要 機 械
専業型・緩斜地	高性能大型車両系	ハーベスタ、フォワーダ
専業型・傾斜地	高性能大型架線系	タワーヤーダ、プロセッサ
兼業型・緩斜地	簡易小型車両系	プロセッサ、小型フォワーダ
兼業型・傾斜地	簡易小型架線系	小型タワーヤーダ、プロセッサ

（５）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

流域内の林業生産活動を活発化し、地域材の産地化形成を図るために、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、需要に応じた安定的な原木供給により森林所有者等と木材加工業者等との間で木材の安定的な需給関係を確立するとともに、成熟しつつある地域材の有効活用を図るため、原木の流通から高次加工に至る一貫した体制の整備を図る。

また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確

認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

ア 木材流通の合理化

森林組合や木材加工業者等、木材生産から加工・流通に至る関係者が一体となって、流域を単位とした計画的な木材生産及び流通の合理化に努める。特に、プレカット材の普及等、木材の需要構造の変化に対応するため、乾燥施設の整備を進める。

また、今後県産材の本格的な伐期を迎えて、原木の安定的な入荷先について検討を進めるとともに、中間土場を活用して林業事業体等が直接加工工場に原木を納品する直納方式の普及等、流通コストの軽減に取り組むことにより木材流通の合理化を図る。

イ 木材加工の合理化

県産材加工の低コスト化及び高付加価値化を図るため、CLT・LVL及び合板工場への原木の大量・安定供給を促進する。

また、これらの量産工場及び高次加工工場が有機的に配置され、本地域における加工工場の集積のメリットが生かされるよう、木材団地等の機能強化に努める。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、流域林業活性化協議会を活用するなど、地域材の産地化形成の推進方策などについて地域の関係者の合意形成に努めるものとする。また、製品・加工に対する市場のニーズの把握、供給の安定化、品質の向上を図るなど利用者の視点に立った新たな県産材の活用を検討する。

(6) その他必要な事項

県外からのIJUターン者の確保のため、相談会の開催、林業体験研修の実施に努めて、ミスマッチの低減と、就業後の研修支援を促進し、また、林業事業体に対しては住居の斡旋等に努め、市町村等との連携により支援を行うものとする。

また、流域を単位とした森林整備の推進と、林業・木材産業の活性化を図るためには、上下流の自治体等の協力による森林整備及び一般県民等の森林・林業に対する理解やボランティア活動を通じた森林整備が重要となるので、流域林業活性化協議会等の関係者による協議・合意に基づき、上下流協力による森林整備の推進に努めるものとする。

さらに、企業・県・市町村の三者による「とっとり共生の森」森林保全・管理協定に基づき、企業が行う森林保全活動を支援する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の区域の面積等

(単位 面積:ha)

種類	所在		面積	留意すべき事項
	市町村名	地区		
水源の涵(かん)養上林地の保全に特に留意すべき森林	総 数		57,288.90	これらの地区は、水源の涵(かん)養や干害防備を目的として指定されている保安林や水源涵(かん)養機能が「Ⅰ」で示されている森林で一体的に当該機能の向上を図るべき区域である。 その指定目的を十分考慮して、森林の適正な管理及び適正な施業の実施により林地の保全を図るほか、林地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとする。
	市町村別内訳	米子市	20林班 他	189.69
		境港市	—	—
		日吉津村	—	—
		大山町	2林班 他	7,276.83
		南部町	9林班 他	4,096.07
		伯耆町	1林班 他	4,125.00
		日南町	101林班 他	25,620.65
		日野町	1林班 他	9,490.38
		江府町	1林班 他	6,490.28
土砂流出に特に崩壊防備すべき森林の保全	総 数			これらの地区は、土砂流出防備、土砂崩壊防備、雪崩防止、落石防止等を目的として指定されている保安林・保安施設地区、砂防指定地や山地災害防止機能が「Ⅰ」で示されている森林で一体的に当該機能の向上を図るべき区域である。 その指定目的を十分考慮して、森林の適正な管理及び適切な施業の実施により、林地の保全を図るほか、林地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意するものとする。
	市町村別内訳	米子市	1林班 他	947.66
		境港市	1林班	10.06
		日吉津村	—	—
		大山町	1林班 他	2,304.21
		南部町	1林班 他	4,148.36
		伯耆町	2林班 他	4,333.69
		日南町	103林班 他	9,106.94
		日野町	1林班 他	7,431.52
		江府町	1林班 他	4,551.15

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全に関する事項の中で定められた地区における土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土砂の切り取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のため法面緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

また、太陽光発電施設を設置する際には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げ等の改正がされた開発行為の許可基準の適切な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

ア 保安林の指定

保安林の指定は、その森林の所在場所その他の自然条件が受益対象と密接な関係にあり、森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 11 号までの目的を達成するために森林の機能を発揮させることが必要であると認められた場合に行うものとする。

なお、以下の点に重点を置いて、保安林の指定を計画的に推進することとする。

(ア) 水源かん養保安林

良質な飲用水等の安定的な確保に対する県民の要請に対応するため、利水施設の上流に位置する森林や既存保安林に接続又は介在している森林

(イ) 土砂流出防備及び土砂崩壊防備保安林

災害発生の危険性が高まっている地域や道路、鉄道その他の公共施設等保全対象が所在する地域における森林

(ウ) 保健保安林等

環境保全意識の高まりの中で、身近な緑の保全等に対する県民の要請に対応するため、県民のレクリエーション等の保健、休養の場として利用しやすい身近な森林

イ 保安林の指定の解除

保安林の指定の解除は、指定後における保全対象の状況及び指定目的に即した機能の確保状況等の変化からみて、指定の理由が消滅していると認められる場合には森林法第 26 条第 1 項の「指定理由の消滅」、公益上の理由により必要が生じた場合には、同条第 2 項の「公益上の理由」に基づき行うものとする。

ウ 保安林の指定施業要件の整備

保安林を巡る状況の変化等に対応し、必要に応じて指定施業要件（伐採の方法、伐採の限度に係るもの、植栽に係るもの）を見直すこととする。

エ 保安林の管理

保安林の有する公益的機能を十分に発揮させるため、指定目的に即した保安林の配備を計画的に推進するとともに、保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の理解・協力を

得ながら、造林、保育、伐採その他の施業を適切に実施するものとする。

（２）保安施設地区に関する方針

保安林の指定目的のうち、森林法第２５条第１項１～７号の目的を達成するため、森林の造成若しくは維持に必要な事業（保安施設事業）を行う必要がある場合には、森林、原野その他の土地を森林法第４１条に基づく保安施設地区の指定を行い、保安施設事業の円滑な実施を図るものとする。

（３）治山事業に関する指針

治山事業については、県民の安全・安心の確保の観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まってきていることを踏まえ、山地災害による被害の軽減や拡大を防止する考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地すべり防止工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に務めることとする。

また、流域保全の観点から関係機関が連携した取組や地域における事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や生物多様性の保全に努める。

（４）その他必要な事項

該当なし

３ 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害については、近年増加傾向にある。被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

このため、次のとおりニホンジカ等による鳥獣害の防止に関する事項の方針を示す。

なお、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、本方針に基づき、市町村森林整備計画において定めることとする。

（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成２８年１０月２０日付け２８林整研第１８０号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

（２）その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。

特に松くい虫による被害について適確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病虫害等防除法に規定する諸計画等による。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アで定めた対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従う。

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備をすることが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

特に、優れた自然美を構成している森林など保健機能の高い森林のうち、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用している森林、又は今後、キャンプ場等の施設整備が予定され、周辺の休養施設と一体となって、入り込み数の増大が見込まれる森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内における施業に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水資源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、特定広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

3 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に配慮して行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位：1,000m³)

区分		総 数			主 伐			間 伐		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
市町村	総数	1,737	1,683	54	1,042	988	54	695	695	-
	前半5カ年の計画量	821	797	24	470	446	24	351	351	-
	米子市	46	44	2	23	21	2	23	23	-
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	南部町	189	182	7	89	82	7	100	100	-
	伯耆町	170	164	6	85	79	6	85	85	-
	日吉津村	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	大山町	236	226	10	120	110	10	116	116	-
	日南町	640	624	16	448	432	16	192	192	-
	日野町	295	290	5	177	172	5	118	118	-
江府町	161	153	8	100	92	8	61	61	-	

2 間伐面積

(単位 面積：ha)

(単位：面積：ha)

区分		間伐面積
総数		15,341
前半5ヵ年の 計画量		7,748
市町村	米子市	497
	境港市	0
	南部町	2,101
	伯耆町	2,320
	日吉津村	0
	大山町	2,365
	日南町	4,193
	日野町	2,266
	江府町	1,599

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

区分		人工造林	天然更新
	総数	3,456	813
	前半5ヵ年の 計画量	1,899	447
市 町 村	米子市	71	39
	境港市	2	0
	南部町	309	97
	伯耆町	273	108
	日吉津村	1	0
	大山町	388	91
	日南町	1,491	275
	日野町	601	92
	江府町	320	111

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開設	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域面積)	前半5カ 年の 計画箇所	備考
開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区域面積(ha)	前半5カ	備考
開設	自動車道	林道	南部町	行者山	3,400m	- 1箇所	1,156ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	日南町	霞湯原	200m	- 1箇所	824ha		森林基幹道
開設	自動車道	林道	日南町	窓山	5,000m	- 1箇所	979ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	江府町	宝仏山1号	2,300m	- 1箇所	686ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	日野町	宝仏山2号	1,900m	- 1箇所	698ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	日野町	金持秋縄	7,500m	- 1箇所	567ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	南部町	金華山	1,200m	- 1箇所	128ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	南部町	二枅	900m	- 1箇所	114ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	南部町	あご牛山	900m	- 1箇所	218ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	南部町	二部越(2)	2,500m	- 1箇所	332ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	芳谷	600m	- 1箇所	182ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	二子	1,500m	- 1箇所	139ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	熊谷	1,500m	- 1箇所	76ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	鬼住山	700m	- 1箇所	195ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	下代	1,300m	- 1箇所	102ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	伯耆町	焼杉下代	2,500m	- 1箇所	140ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	岩樋山	1,000m	- 1箇所	406ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	稲積山2	1,000m	- 1箇所	94ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	沢〜佐貫谷	1,200m	- 1箇所	76ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	洞(2)	1,200m	- 1箇所	162ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	大谷	1,300m	- 1箇所	80ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	太田奥	1,000m	- 1箇所	85ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	河上	1,000m	- 1箇所	171ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	松本	1,000m	- 1箇所	153ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	小熊井谷	400m	- 1箇所	146ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	灰谷	1,100m	- 1箇所	113ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	尾郷宝谷	1,200m	- 1箇所	404ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	下萩	1,200m	- 1箇所	76ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	明石山	1,200m	- 1箇所	110ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	新山2	1,000m	- 1箇所	183ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	洞(1)	1,000m	- 1箇所	47ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	解脱寺	1,000m	- 1箇所	193ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	福塚	1,100m	- 1箇所	93ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	秋原呼子	1,100m	- 1箇所	117ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	二部山	1,000m	- 1箇所	38ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	熊サコ	1,000m	- 1箇所	164ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	木谷	700m	- 1箇所	129ha		森林管理道
開設	自動車道	林業専用道	日南町	野組	1,000m	- 1箇所	77ha		林業専用道
開設	自動車道	林道	日南町	日野上霞	7,500m	- 1箇所	480ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	日野上矢戸	7,000m	- 1箇所	340ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	河上湯河	6,000m	- 1箇所	510ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	上石見	6,500m	- 1箇所	450ha		森林管理道

開設	自動車道	林道	日南町	大倉山北	10,500m - 1箇所	610ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	大倉山南	8,000m - 1箇所	630ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	朝刈奥	1,000m - 1箇所	371ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	ヒヤ谷	700m - 1箇所	120ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	黒谷	800m - 1箇所	145ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	鎌倉	800m - 1箇所	132ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	津地谷中	500m - 1箇所	140ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	黒坂	1,200m - 1箇所	85ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	近江	1,200m - 1箇所	74ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	ワル谷	1,200m - 1箇所	76ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	大町	1,000m - 1箇所	64ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	別所つるみ	1,000m - 1箇所	42ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	久住	700m - 1箇所	60ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	平谷	700m - 1箇所	38ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	東山	800m - 1箇所	46ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	西畑	700m - 1箇所	91ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	才木谷	500m - 1箇所	84ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	川西	1,000m - 1箇所	122ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	横路2号	500m - 1箇所	62ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	板井原2	1,200m - 1箇所	148ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	畑	500m - 1箇所	103ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	天郷	500m - 1箇所	94ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	貝原	500m - 1箇所	77ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	畑花口	1,200m - 1箇所	101ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	岩田	500m - 1箇所	66ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	峠谷	500m - 1箇所	73ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	三栗	800m - 1箇所	108ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	渡	700m - 1箇所	119ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	久谷尻	800m - 1箇所	34ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	野谷	700m - 1箇所	74ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	赤神	500m - 1箇所	58ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	宮ノ谷	500m - 1箇所	54ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	板井原1	700m - 1箇所	37ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	追原	700m - 1箇所	52ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日野町	榎市	6,000m - 1箇所	400ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	江府町	篠谷	1,000m - 1箇所	51ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	江府町	大谷	1,000m - 1箇所	144ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	江府町	助沢	1,500m - 1箇所	103ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	江府町	古屋敷	700m - 1箇所	142ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	江府町	助沢俣野	1,000m - 1箇所	150ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	江府町	柿原	700m - 1箇所	90ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	日南町	内方	1,000m - 1箇所	80ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	江府町	日野川左岸	9,500m - 1箇所	680ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	江府町	貝田大河原	4,000m - 1箇所	270ha		森林管理道
拡張	改良		南部町	鎌倉山	1,000m - 1箇所	1,155ha	○	幹線
拡張	改良		南部町	行者山	1,500m - 1箇所	1,175ha	○	幹線
拡張	改良		日南町	窓山	1,500m - 4箇所	979ha	○	幹線
拡張	改良		日南町	船通山	1,500m - 1箇所	1,087ha	○	幹線
拡張	改良		江府町	宝仏山1号	1,000m - 1箇所	686ha	○	幹線

拡張	改良		日野町	宝仏山 2 号	1,000m - 6箇所	698ha	○	幹線
拡張	舗装		伯耆町	越敷野原	1,100m - 1箇所	38ha		その他
拡張	改良		伯耆町	中祖高丸	2,400m - 1箇所	76ha		その他
拡張	舗装		伯耆町	中祖高丸	2,400m - 1箇所	76ha		その他
拡張	改良		伯耆町	丸山上ノ原	500m - 1箇所	60ha		その他
拡張	舗装		伯耆町	芳谷	1,800m - 1箇所	182ha		その他
拡張	改良		伯耆町	二子	1,000m - 1箇所	139ha		その他
拡張	改良		伯耆町	鬼住山	2,000m - 1箇所	195ha		その他
拡張	舗装		伯耆町	鬼住山	2,000m - 1箇所	195ha		その他
拡張	改良		伯耆町	根雨原	2,000m - 1箇所	56ha		その他
拡張	舗装		伯耆町	根雨原	2,000m - 1箇所	56ha		その他
拡張	舗装		日南町	道後山	4,500m - 1箇所	160ha		その他
拡張	改良		日南町	陰地	1,100m - 1箇所	84ha		その他
拡張	舗装		日南町	陰地	1,100m - 1箇所	84ha		その他
拡張	改良		日南町	花見山	600m - 1箇所	22ha		その他
拡張	舗装		日南町	花見山	600m - 1箇所	22ha		その他
拡張	改良		日南町	神戸中野	800m - 1箇所	140ha		その他
拡張	舗装		日南町	神戸中野	800m - 1箇所	140ha		その他
拡張	改良		日南町	宮内東山	200m - 1箇所	69ha		その他
拡張	舗装		日南町	宮内東山	200m - 1箇所	69ha		その他
拡張	舗装		日南町	第 2 御明谷	1,100m - 1箇所	119ha		その他
拡張	舗装		日南町	小熊井谷	1,800m - 1箇所	288ha		その他
拡張	改良		日南町	三本松	300m - 1箇所	34ha		その他
拡張	舗装		日南町	三本松	300m - 1箇所	34ha		その他
拡張	改良		日南町	客奥	1,000m - 1箇所	94ha		その他
拡張	舗装		日南町	客奥	1,000m - 1箇所	94ha		その他
拡張	改良		日野町	下黒坂	1,700m - 1箇所	68ha		その他
拡張	舗装		日野町	下黒坂	1,700m - 1箇所	68ha		その他
拡張	舗装		日野町	津地谷中	500m - 1箇所	140ha		その他
拡張	舗装		日野町	高尾	500m - 1箇所	26ha		その他
拡張	舗装		日野町	金持	600m - 1箇所	100ha		その他
拡張	舗装		日野町	倉谷	500m - 1箇所	49ha		その他
拡張	舗装		日野町	宮田	300m - 1箇所	14ha		その他
拡張	舗装		日野町	榎市	1,200m - 1箇所	58ha		その他
拡張	舗装		日野町	井ノ原	800m - 1箇所	125ha		その他
拡張	舗装		日野町	足谷	1,500m - 1箇所	77ha		その他
拡張	改良		日野町	井手ノ谷	1,600m - 1箇所	39ha		その他
拡張	改良		日野町	大林	4,500m - 1箇所	226ha		その他
拡張	舗装		日野町	かづら畑	1,600m - 1箇所	88ha		その他
拡張	舗装		江府町	木地河原	1,000m - 1箇所	201ha		その他
拡張	改良		江府町	木地河原	20m - 2箇所	201ha	○	その他
拡張	改良		江府町	寺谷	20m - 2箇所	159ha	○	その他
拡張	舗装		江府町	寺谷	300m - 1箇所	159ha		その他
拡張	舗装		江府町	ヒキジ高谷	700m - 1箇所	81ha		その他
拡張	改良		江府町	カズチ	200m - 1箇所	138ha		その他
拡張	改良		江府町	ハセン谷	1,000m - 1箇所	127ha		その他
拡張	舗装		江府町	江尾俣野	1,900m - 1箇所	115ha		その他
拡張	改良		大山町	大平	1,000m - 2箇所	259ha	○	その他
拡張	舗装		大山町	大平	500m - 1箇所	259ha		その他

拡張	改良		大山町	鍋山	10m - 1箇所	33ha		その他
拡張	改良		大山町	三谷	10m - 1箇所	320ha	○	その他
拡張	改良		米子市	稲吉本谷	20m - 3箇所	332ha	○	その他
拡張	改良		伯耆町	郷原	20m - 1箇所	82ha	○	その他
拡張	改良		伯耆町	田代	10m - 1箇所	302ha	○	その他
拡張	改良		伯耆町	日野金城	220m - 1箇所	62ha	○	その他
拡張	改良		日南町	栗谷	10m - 1箇所	136ha		その他
拡張	改良		日南町	大谷	10m - 1箇所	79ha		その他
拡張	改良		日南町	虚空蔵	10m - 2箇所	218ha		その他
拡張	改良		日南町	小熊井谷	10m - 1箇所	153ha		その他
拡張	改良		日南町	長陽	10m - 1箇所	218ha		その他
拡張	改良		日南町	津久谷	10m - 1箇所	118ha		その他
拡張	改良		日南町	新山	30m - 4箇所	289ha		その他
拡張	改良		日南町	野富	30m - 4箇所	577ha		その他
拡張	改良		日南町	畑ヶ谷	40m - 4箇所	253ha		その他
拡張	改良		日南町	半ノ目	10m - 1箇所	167ha		その他
拡張	改良		日南町	姫谷	10m - 1箇所	61ha		その他
拡張	改良		日南町	大谷頭	10m - 1箇所	140ha	○	その他
拡張	改良		日南町	坂郷	30m - 4箇所	792ha	○	その他
拡張	改良		日南町	第2御明谷	20m - 1箇所	119ha		その他
拡張	改良		日南町	灰谷	10m - 1箇所	104ha	○	その他
拡張	改良		日野町	西畑	20m - 2箇所	82ha	○	その他
拡張	改良		日野町	大井呑	10m - 1箇所	200ha	○	その他
拡張	改良		日野町	金持池ノ元	20m - 1箇所	51ha	○	その他
拡張	改良		日野町	人向	30m - 3箇所	89ha	○	その他
拡張	改良		江府町	ヒキジ高谷	20m - 1箇所	33ha		その他
拡張	改良		江府町	江尾俣野	500m - 1箇所	115ha		その他
拡張	舗装		日野町	朝刈	910m - 1箇所	256ha		その他
拡張	改良		伯耆町	鎌倉山	100m - 1箇所	95ha		幹線
拡張	改良		日野町	内井谷	10m - 1箇所	215ha	○	その他
拡張	改良		日野町	古峠山	1000m - 5箇所	70ha		その他

開設/拡張	種類	区分	市町村	備考	延長(m)	箇所数（箇所）	
開設	自動車道	林業専用道	米子市	林業専用道	0	0	
			大山町	林業専用道	0	0	
			南部町	林業専用道	0	0	
			伯耆町	林業専用道	0	0	
			日南町	林業専用道	1,000	1	
			日野町	林業専用道	0	0	
			江府町	林業専用道	0	0	
			小計		1,000	1	
		林道	米子市	森林管理道	0	0	
				森林基幹道	0	0	
			大山町	森林管理道	0	0	
				森林基幹道	0	0	
			南部町	森林管理道	5,500	4	
				森林基幹道	3,400	1	
			伯耆町	森林管理道	8,100	6	
				森林基幹道	0	0	
			日南町	森林管理道	68,200	28	
				森林基幹道	5,200	2	
			日野町	森林管理道	30,600	33	
				森林基幹道	9,400	1	
			江府町	森林管理道	19,400	8	
				森林基幹道	2,300	1	
			小計		152,100	84	
	開設 計					153,100	85
拡張	改良	米子市	幹線	0	0		
				その他	20	3	
			大山町	幹線	0	0	
				その他	1,020	4	
			南部町	幹線	2,500	2	
				その他	0	0	
			伯耆町	幹線	100	1	
				その他	8,150	8	
			日南町	幹線	3,000	5	
				その他	4,250	34	
			日野町	幹線	1,000	6	
				その他	8,890	16	
			江府町	幹線	1,000	1	
				その他	1,760	8	
			小計		31,690	88	
			舗装	米子市	幹線	0	0
						その他	0
					大山町	幹線	0
	その他	500				1	
	南部町	幹線			0	0	
		その他			0	0	
	伯耆町	幹線			0	0	
		その他			9,300	5	
	日南町	幹線			0	0	
		その他			11,400	9	
	日野町	幹線			0	0	
		その他			10,110	11	
	江府町	幹線			0	0	
		その他	3,900	4			
	小計		35,210	30			
	拡張 計					66,900	118
開設/拡張 計					220,000	203	

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：ha)

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画	
総数（実面積）	34,759	34,559	
水源涵養のための保安林	32,025	31,925	
災害防備のための保安林	1,893	1,793	
保健、風致の保存等のための保安林	841	841	

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：ha)

（単位：面積：ha）

指定 解除別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		前半5カ年 の計画面積		
指定	総数			1.5	1.5	不安定土砂の流出などの山地災害を防ぐため。	
	土砂流出防備保安林	総数		1.4	1.4		
		日南町	神福	0.1	0.1		
		日野町	中菅	1.3	1.3		
	土砂崩壊防備保安林	総数		0.1	0.1	土砂の崩壊の防止のため	
		米子市	青木	0.1	0.1		
解除	総数			2.3	2.3	道路用地にするため。	
	水源かん養保安林	総数		2.3	2.3		
		日野町	福長	2.0	2.0		
		日南町	笠木	0.3	0.3		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積：ha)

種類	指定施業要件の整備を相当とする森林の面積				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養保安林	0	0	0	0	1,255
土砂流出防備保安林	0	0	13	13	0
土砂崩壊防備保安林	0	0	13	13	0
飛砂防備保安林	0	0	79	79	0
防風保安林	0	0	21	21	0
潮害防備保安林	0	0	32	32	0
干害防備保安林	0	0	306	306	0
魚つき保安林	0	0	13	13	0
保健保安林	0	0	693	693	0
計	0	0	1,170	1,170	1,255

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位 地区)

森林の所在		治山工事施行地数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ 年の計画		
総数		31	16		
米子市	和田町外	2	1	植栽、下刈	
境港市		0	0		
日吉津村		0	0		
大山町	赤松外	3	2	山腹工	
南部町	下中谷外	4	2	溪間工	
伯耆町	焼杉外	6	3	溪間工、山腹工	
日南町	神戸上外	6	3	溪間工、山腹工	
日野町	三谷外	6	3	溪間工	
江府町	深山口外	4	2	溪間工、山腹工	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業に制限を受けている森林の所在及び面積並びにその施業方法の一般的な基準は次のとおりである。ただし、これらの制限林において施業を行うに当たっては、各々の個別法に基づく許可を受けて実施するものとする。

種類	森林の所在		面積	施業方法 (伐採方法)
	市町村	区域		
水源かん養保安林	米子市	101, 104, 106-109林班に係る区域	50.98	1 立木の伐採方法 (1) 主伐に係る伐採種は定めない。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、地区の水源かん養のために指定された保安林の集団の面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）に前年度の伐採許可面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達しない場合は、その残面積を加えた面積とする。 ただし、1箇所当たりの皆伐面積は20ha以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5[*]を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	大山町	2, 4, 9, 10, 13-25, 28, 29, 3744, 55, 56, 120, 128, 129, 234-236林班に係る区域	1,572.50	
	南部町	20, 63-79, 81-84, 89, 90, 101, 102, 105, 107-114, 92-95, 116-124, 223林班に係る区域	2,090.42	
	伯耆町	107, 108, 130-135, 143, 144148, 155, 172, 180, 181, 187, 188, 192, 195-200, 202-205, 208-212, 217林班に係る区域	1,752.27	
	日南町	101林班ほかに係る区域	15,147.35	
	日野町	62林班ほかに係る区域	6,498.28	
	江府町	45林班ほかに係る区域	3,630.34	
	合計		30,742.14	
水源かん養保安林、土砂流出防備保安林	大山町	2, 10林班に係る区域	0.23	土砂流出防備保安林に同じ。
	伯耆町	192林班に係る区域	1.09	
	江府町	88林班に係る区域	10.61	
	合計		11.93	
水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林	日南町	339, 628林班に係る区域	0.50	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0.50	
水源かん養保安林、なだれ防止保安林	日野町	40林班に係る区域	13.12	なだれ防止保安林に同じ。
	合計		13.12	

水源かん養保安林、 防火保安林	大山町	2, 16, 17, 21-24林班に係る区域	48. 01	1 立木の伐採方法 (1) 主伐に係る伐採は禁止する。ただし、樹種又は林相を改良するための伐採をする必要がある場合で、保安林の指定目的を害しないと認められるときは指定を受けて択伐法により伐採することができる。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、保安林の指定目的を害しないと認められ、施業方法等の指定を受けた箇所、かつ樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに択伐により伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。 ただし、その算出された率が10分の3を超えたときは、10分の3とする。）を乗じて得た材積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5[*]を超えず、かつその伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	合計		48. 01	
水源かん養保安林、 防火保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	大山町	16, 21-24林班に係る区域	42. 14	1 立木の伐採方法 (1) 主伐に係る伐採は禁止する。ただし、樹種又は林相を改良するための伐採をする必要がある場合で、保安林の指定目的を害しないと認められるときは指定を受けて択伐法により伐採を行うことができる。 しかし、前記条件に加え、国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は原則として単木択伐法によるものとする。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 伐採及び更新に際し特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (4) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、保安林の指定目的を害しないと認められ、施業方法等の指定を受けた箇所、かつ樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 水源かん養保安林、防火保安林に同じ。
	合計		42. 14	
水源かん養保安林、 保健保安林	大山町	4, 23, 25, 40, 235, 236林班に係る区域	277. 01	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	日南町	406, 408, 409林班に係る区域	67. 28	
	日野町	123, 125林班に係る区域	22. 50	
	合計		366. 79	

水源かん養保安林、保健保安林、国立公園特別保護地区内の森林	江府町	62, 63, 65林班に係る区域	54. 04	原則として伐採は禁止する。
	合計		54. 04	
水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林	大山町	23, 25, 40林班に係る区域	102. 30	1 立木の伐採の方法 (1) 第1種特別地域の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5[*]を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積とする。
	江府町	61, 62, 77林班に係る区域	111. 85	
	合計		214. 15	
水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	大山町	4, 235, 236林班に係る区域	141. 88	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	日南町	409林班に係る区域	1. 49	
	合計		143. 37	
水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	日南町	408, 409林班に係る区域	39. 64	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		39. 64	
水源かん養保安林、保健保安林、県立自然公園第2種特別地域内の森林	日野町	123林班に係る区域	20. 42	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		20. 42	
水源かん養保安林、保健保安林、県立自然公園第3種特別地域内の森林	日野町	123林班に係る区域	0. 62	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0. 62	

水源かん養保安林、砂防指定地域内の森林	米子市	104, 106林班に係る区域	17. 50	原則として、水源かん養保安林に同じ。 ただし、治水上砂防の見地から支障が生じる場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	南部町	94林班に係る区域	0. 68	
	伯耆町	107林班に係る区域	1. 04	
	日南町	237, 510, 613, 614林班に係る区域	58. 15	
	日野町	67林班に係る区域	112. 17	
	江府町	137林班に係る区域	3. 29	
	合計		192. 83	
水源かん養保安林、砂防指定地域内、国立公園第3種特別地域内の森林	伯耆町	107林班に係る区域	1. 17	1 立木の伐採の方法 (1) 全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとし、主伐に係る伐採種は定めない。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 水源かん養保安林に同じ。 ただし、治水上砂防の見地から支障が生じる場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	合計		1. 17	
水源かん養保安林、地すべり防止区域内の森林	日野町	92林班に係る区域	0. 46	原則として、水源かん養保安林に同じ。 ただし、区域内の崩壊を助長し又は誘発する恐れがある場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	合計		0. 46	
水源かん養保安林、国立公園特別保護地区内の森林	江府町	64林班に係る区域	2. 17	原則として伐採は禁止する。
	合計		2. 17	
水源かん養保安林、国立公園第1種特別地域内の森林	大山町	14, 23-25, 40, 42林班に係る区域	70. 21	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	伯耆町	107, 108, 144, 145林班に係る区域	94. 74	
	江府町	61, 62, 77, 79林班に係る区域	53. 81	
	合計		218. 76	

水源かん養保安林、 国立公園第2種特別 地域内の森林	大山町	13, 15, 16, 21-25, 43, 44林班に 係る区域	372. 53	1 立木の伐採の方法 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 (6) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度10分の3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。 (3) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5[*]を超えず、かつ、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	伯耆町	107, 108, 144林班に係る区域	37. 24	
	江府町	63-65, 75, 79-82, 85, 104, 105林班に係る区域	429. 14	
	合計		838. 91	
水源かん養保安林、 国立公園第3種特別 地域内の森林	伯耆町	107, 108, 143, 144, 148, 155林班 に係る区域	177. 53	1 立木の伐採方法 水源かん養保安林に同じ。 ただし、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。 2 立木の伐採の限度 水源かん養保安林に同じ。
	日野町	3, 4, 11, 13-17林班に係る区域	386. 87	
	江府町	31, 32, 36, 42, 85, 103, 104, 115, 117-119, 124-127, 134, 135林班に係る区域	694. 22	
	合計		1, 258. 62	
水源かん養保安林、 国立公園第1種特別 地域内の森林	日南町	415, 416林班に係る区域	23. 29	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	合計		23. 29	

水源かん養保安林、 国定公園第2種特別 地域内の森林	日南町	407-410, 415-417, 464-466, 625林班に係る区域	607.79	1 立木の伐採の方法 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障がない限り、皆伐法によることができる。 (2) 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林は除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 (6) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 水源かん養保安林、国定公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		607.79	
水源かん養保安林、 国定公園第2種特別 地域、史跡名勝天然 記念物地域内の森林	日南町	464林班に係る区域	0.10	原則として伐採は禁止する。
	合計		0.10	
水源かん養保安林、 国定公園第3種特別 地域内の森林	日南町	410, 411, 415, 417, 423, 425-427, 430-432, 440-442, 459-463林班に係る区域	335.00	1 立木の伐採の方法 (1) 全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとし、主伐に係る伐採種は定めない。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 水源かん養保安林に同じ。
	合計		335.00	
水源かん養保安林、 県立自然公園第3種 特別地域内の森林	日南町	201, 202, 225-227, 701-703, 705, 709, 721, 723林班に係る区域	315.20	水源かん養保安林に同じ。
	日野町	112, 113, 123, 124林班に係る区域	100.66	
	合計		415.86	
水源かん養保安林、 史跡名勝天然記念物 地域内の森林	日野町	143, 147林班に係る区域	32.82	原則として伐採は禁止する。
	合計		32.82	

土砂流出防備保安林	米子市	17, 32, 107林班に係る区域	4. 37	1 立木の伐採の方法 (1) 原則として主伐に係る伐採種は定めない。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに皆伐により伐採をすることができる面積の限度は、地区の土砂の流出防備のため指定された保安林の集団の面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）に前伐採年度の伐採許可面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達しない場合は、その残面積を加えた面積とする。ただし、1箇所当たりの皆伐面積は5ha以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5*を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが事実であると認められる範囲内の材積とする。
	大山町	2, 3, 5, 7, 9, 10, 17, 27, 37, 38, 44, 105, 121, 207, 208, 210, 215, 216, 217, 235, 林班に係る区域	125. 57	
	南部町	21, 26, 50, 51, 63, 79, 88, 95, 103, 106, 107, 117-119, 123, 206, 214林班に係る区域	85. 00	
	伯耆町	5, 8, 11, 13, 14, 16, 18, 103, 106, 107, 114, 118, 119, 120, 125, 126, 130, 139, 146, 150, 155, 156, 159, 164, 165, 180, 192, 195, 198, 203, 206, 226, 林班に係る区域	145. 00	
	日南町	109, 124, 236, 240, 242, 245, 247, 252, 254, 263, 308, 340, 347, 350, 351, 404, 448-450, 452, 457, 463, 475, 512, 517, 520, 527, 534, 535, 546, 550, 613, 621, 624, 644, 645, 762林班に係る区域	110. 52	
	日野町	3-9, 54, 60, 71, 78, 84-87, 91, 92, 97-99, 101, 102, 104, 105, 108, 110, 114, 116, 141, 153, 157, 162, 164, 169, 174, 180, 184, 188, 190林班に係る区域	275. 58	
	江府町	1, 5, 20, 22, 29, 30, 37, 39, 52, 84, 86, 88, 93, 109, 130, 131, 137, 145, 147林班に係る区域	111. 05	
	合計		857. 09	

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林	大山町	9林班に係る区域	0.41	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	南部町	117林班に係る区域	0.12	
	日野町	97,114林班に係る区域	1.55	
	合計		2.08	
土砂流出防備保安林、保健保安林	米子市	17林班に係る区域	0.69	土砂崩壊防備保安林と同じ。
	大山町	207,210林班に係る区域	42.75	
	伯耆町	5林班に係る区域	32.97	
	合計		76.41	
土砂流出防備保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林	大山町	207林班に係る区域	2.26	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	合計		2.26	
土砂流出防備保安林、砂防指定地内の森林	日野町	5,84,108林班に係る区域	3.33	原則として、土砂流出防備保安林に同じ。 ただし、治水上砂防の見地から支障が生じる場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	江府町	137林班に係る区域	0.32	
	合計		3.33	
土砂流出防備保安林、急傾斜地崩壊危険地区内の森林	伯耆町	226林班に係る区域	0.05	土砂崩壊防備保安林に同じ。 ただし、急傾斜地の崩壊による災害防止の指定目的に支障がないものとして知事の許可を受けた場合はこの限りでない。
	合計		0.05	
土砂流出防備保安林、国立公園第1種特別地域内の森林	大山町	44,207林班に係る区域	5.36	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	合計		5.36	
土砂流出防備保安林、国立公園第3種特別地域内の森林	大山町	207林班に係る区域	0.53	土砂流出防備保安林に同じ。
	合計		0.53	

土砂崩壊防備保安林	米子市	4, 6, 16, 17, 18, 20, 21, 25, 31, 32, 36, 101, 115, 121林班に係る区域	67. 22	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は択伐法による。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに択伐により伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じて得た材積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5*を超えず、かつ、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	大山町	4, 8-10, 17, 27, 30, 45, 47, 53, 54, 101, 106, 107, 110, 112, 113, 124, 201, 209, 222, 228, 232林班に係る区域	39. 03	
	南部町	3, 16, 19, 20, 23, 25, 26, 28, 29, 35, 36, 37, 39, 44, 45, 46, 48, 57, 63, 80, 83, 86, 87, 93, 96, 98, 99, 101, 102, 103, 104, 106, 107, 109, 116, 117, 121, 122, 124, 202, 210, 233, 237林班に係る区域	84. 07	
	伯耆町	2, 3, 4, 9, 10, 11, 15, 16, 22, 24, 102, 103, 110, 114, 116, 118, 119, 126, 136, 137, 138, 139, 140, 208, 142, 143, 147, 154, 155, 156, 159, 160, 161, 164, 165, 170, 171, 173, 201, 205, 206, 214, 218林班に係る区域	72. 03	
	日南町	104, 108, 113, 115, 125, 129, 207, 231, 253, 318, 321, 338, 339, 362, 366, 401, 403, 404, 448, 452, 453, 457, 460, 467, 476, 477, 479, 501, 503, 511, 512, 514, 515, 529, 531, 532, 536, 537, 539, 541, 544, 608, 611, 613, 628, 629, 646, 708, 710, 718, 720, 721, 722, 726, 735, 737, 738, 740, 743, 746, 749, 750, 751, 755, 757, 762林班に係る区域	113. 54	
	日野町	4, 5, 6, 7, 12, 13, 21, 26, 57, 62, 70, 71, 78, 80, 85, 86, 87, 89, 92, 95, 96, 97, 99, 101, 114, 121, 143, 149, 169, 176, 177, 179, 182, 185, 189, 192林班に係る区域	59. 77	
	江府町	17, 37, 48, 52, 69, 83-85, 95, 108, 117. 147林班に係る区域	19. 08	
	合計		454. 74	

土砂崩壊防備保安林、水源かん養保安林	南部町	102林班に係る区域	2.32	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計			
土砂崩壊防備保安林、魚つき保安林	大山町	201林班に係る区域	2.32	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計			
土砂崩壊防備保安林、魚つき保安林、都市計画風致地区内の森林	米子市	21林班に係る区域	4.31	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		4.31	
土砂崩壊防備保安林、保健保安林	米子市	17, 18林班に係る区域	10.60	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		10.60	
土砂崩壊防備保安林、保健保安林、土砂流出防備保安林	米子市	17林班に係る区域	0.16	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0.16	
土砂崩壊防備保安林、砂防指定地内の森林	南部町	3, 28林班に係る区域	1.17	土砂崩壊防備保安林に同じ。 ただし、治水上砂防の見地から支障が生じる場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	伯耆町	170, 218林班に係る区域	0.29	
	合計		1.46	
土砂崩壊防備保安林、急傾斜崩壊危険区域内の森林	伯耆町	170林班に係る区域	0.03	土砂崩壊防備保安林に同じ。 ただし、急傾斜地の崩壊による災害防止の指定目的に支障がないものとして知事の許可を受けた場合はこの限りでない。
	合計		0.03	
土砂崩壊防備保安林、地すべり防止区域内の森林	日野町	92, 95, 192林班に係る区域	1.30	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		1.30	
土砂崩壊防備保安林、国立公園第3種特別地域内の森林	伯耆町	143林班に係る区域	7.87	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		7.87	
土砂崩壊防備保安林、県立自然公園第2種特別地域内の森林	日南町	755林班に係る区域	7.09	土砂崩壊防備保安林に同じ。 ただし、県立自然公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。
	合計		7.09	
土砂崩壊防備保安林、都市計画風致地区内の森林	米子市	21林班に係る区域	2.08	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		2.08	
飛砂防備保安林	米子市	22, 23, 24, 26, 27, 29林班に係る区域	58.15	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	境港市	1林班に係る区域	4.82	
	合計		62.97	

飛砂防備保安林、保健保安林	米子市	23, 24, 26, 27, 29, 林班に係る区域	49.41	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	境港市	1林班に係る区域	1.64	
	合計		51.05	
防風保安林	米子市	25林班に係る区域	7.02	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	境港市	1林班に係る区域	9.26	
	大山町	1, 47, 58, 101, 110, 112, 113, 125, 201林班に係る区域	11.47	
	伯耆町	149, 150林班に係る区域	0.86	
	合計		28.61	
防風保安林、魚つき保安林	大山町	201林班に係る区域	3.13	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		3.13	
潮害防備保安林	米子市	22, 27, 29, 121林班に係る区域	5.12	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	境港市	1, 2林班に係る区域	3.61	
	日吉津村	1林班に係る区域	3.91	
	大山町	1, 58, 101, 224林班に係る区域	6.58	
	合計		19.22	
潮害防備保安林、魚つき保安林	大山町	1林班に係る区域	0.77	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0.77	
干害防備保安林	米子市	118林班に係る区域	22.79	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	大山町	31, 32, 33, 35, 44, 54, 55林班に係る区域	203.29	
	南部町	21, 22, 33, 45林班に係る区域	17.15	
	合計		243.23	
干害防備保安林、保健保安林	米子市	118林班に係る区域	0.81	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0.81	

干害防備保安林、国立公園第1種特別地域内の森林	大山町	44林班に係る区域	0.52	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	合計			
なだれ防止保安林	南部町	108, 116林班に係る区域	5.63	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐に係る伐採は禁止する。ただし、樹種又は林相を改良するための伐採をする必要がある場合で、保安林の指定目的を害しないと認められるときは指定を受けて択伐法により伐採することができる。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、保安林の指定目的を害しないと認められ、施業方法等の指定を受けた箇所で、かつ樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに択伐により伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じて得た材積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5[*]を超えず、かつその伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	日南町	529林班に係る区域	0.44	
	日野町	40, 127, 139, 141, 142林班に係る区域	21.88	
	合計		27.95	
落石防止保安林	米子市	113, 114林班に係る区域	0.87	なだれ防止保安林に同じ。
	合計		0.87	
防火保安林	大山町	2林班に係る区域	49.13	水源かん養保安林、防火保安林に同じ。
	合計		49.13	
防火保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	大山町	22, 24林班に係る区域	0.64	水源かん養保安林、防火保安林、国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		0.64	
魚つき保安林	米子市	21, 29林班に係る区域	1.00	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	大山町	1, 58, 112, 201林班に係る区域	9.02	
	合計		10.02	
魚つき保安林、都市計画風致地区内の森林	米子市	21林班に係る区域	0.92	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0.92	
航行目標保安林	大山町	112林班に係る区域	0.03	水源かん養保安林、防火保安林に同じ。
	合計		0.03	

保健保安林	米子市	17, 23, 31林班に係る区域	16. 25	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	日野町	121, 122林班に係る区域	57. 85	
	合計		74. 10	
保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林	大山町	25, 207林班に係る区域	24. 19	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	江府町	77林班に係る区域	17. 26	
	合計		41. 45	
保健保安林、県立自然公園第2種特別地域内の森林	日野町	122林班に係る区域	0. 30	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0. 30	
風致保安林、国立公園第1種特別地域内の森林	大山町	13林班に係る区域	9. 06	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	合計		9. 06	
保安施設地区内の森林	大山町	6, 7, 214, 223林班に係る区域	1. 26	原則として伐採は禁止する。
	南部町	102林班に係る区域	0. 27	
	日南町	478, 479林班に係る区域	0. 16	
	合計		1. 69	
砂防指定地内の森林	米子市	101-106, 118, 121, 122林班に係る区域	113. 26	原則として、伐採種は定めない。 ただし、治水上砂防の見地から支障が生じる場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	大山町	104, 106林班に係る区域	1. 75	
	南部町	3, 5, 8, 13, 14, 27, 28, 35, 39, 41, 49, 104, 110, 111, 115, 208-210林班に係る区域	193. 58	
	伯耆町	2, 4, 13, 107, 115, 116, 119, 125, 126, 135, 142, 149, 166, 173, 193, 195, 196, 204, 205, 207, 218林班に係る区域	161. 37	
	日南町	236, 252, 253, 462, 502, 503, 504, 506, 509, 511, 613, 621, 629, 644, 745, 746, 752林班に係る区域	113. 60	
	日野町	5, 57, 67, 70, 108, 128, 131, 176, 177林班に係る区域	59. 76	
	江府町	6, 8, 18, 34, 35, 62, 64, 66, 95, 121, 132, 137, 141林班に係る区域	221. 54	
	合計		864. 86	

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域内の森林	日野町	57林班に係る区域	0.49	伐採は原則として択伐法による。 ただし、急傾斜地の崩壊による災害防止の指定目的に支障がないものとして知事の許可を受けた場合はこの限りでない。
	合計		0.49	
砂防指定地、国立公園第2種特別地域内の森林	江府町	62, 64, 66林班に係る区域	2.56	国立公園第2種特別地域内の森林と同じ。
	合計		2.56	
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	米子市	2, 21, 120林班に係る区域	2.71	伐採は原則として択伐法による。 ただし、急傾斜地の崩壊による災害防止の指定目的に支障がないものとして知事の許可を受けた場合はこの限りでない。
	大山町	110, 114林班に係る区域	3.09	
	南部町	202, 204林班に係る区域	0.24	
	伯耆町	102, 119, 151, 170, 224, 226, 227林班に係る区域	12.35	
	日南町	514, 632林班に係る区域	1.33	
	日野町	5, 57, 87, 93林班に係る区域	11.16	
	江府町	7, 14, 17, 100林班に係る区域	0.90	
	合計		31.78	
急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域内の森林	日野町	93林班に係る区域	0.26	急傾斜地崩壊危険区域内の森林と同じ。
	合計		0.26	
地すべり防止区域内の森林	日野町	92, 93, 94, 95, 192林班に係る区域	12.56	原則として、伐採種は定めない。 ただし、区域内の崩壊を助長し又は誘発する恐れがある場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	合計		12.56	
国立公園第1種特別地域内の森林	大山町	4, 11, 12, 13, 15, 19, 25, 40, 41, 44, 45, 207林班に係る区域	104.55	1 立木の伐採の方法 (1) 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 2 立木の伐採の限度 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
	伯耆町	108林班に係る区域	1.50	
	江府町	76, 77林班に係る区域	24.99	
	合計		131.04	

国立公園第2種特別地域内の森林	大山町	4, 11, 12, 13, 15, 19, 21, 22, 24, 25, 43林班に係る区域	190.52	1 立木の伐採の方法 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区内及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、樹冠疎密度10分の3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。 (3) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5[*]を超えず、かつその伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	伯耆町	107林班に係る区域	10.62	
	江府町	62, 64-69, 74, 75, 77, 78, 80, 82, 84, 85林班に係る区域	256.33	
	合計		457.47	
国立公園第3種特別地域内の森林	大山町	46, 207林班に係る区域	59.33	全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとし、特に施業の制限を受けないものとする。
	伯耆町	2, 107, 108, 155, 158林班に係る区域	68.00	
	江府町	31, 32, 34, 74, 76, 104林班に係る区域	76.47	
	合計		203.80	
国定公園第2種特別地域内の森林	日南町	408, 416, 463, 464, 470林班に係る区域	45.79	国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		45.79	
国定公園第3種特別地域内の森林	日南町	408, 416, 417, 427, 460, 461, 463林班に係る区域	81.06	全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとし、特に施業の制限を受けないものとする。
	合計		81.06	
県立自然公園第2種特別地域内の森林	日南町	501, 502, 755林班に係る区域	59.15	国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	日野町	122林班に係る区域	3.14	
	合計		62.29	

県立自然公園第3種特別地域内の森林	日南町	202, 204, 205, 225, 226, 227, 721, 723, 724林班に係る区域	153.67	全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとし、特に施業の制限を受けないものとする。
	日野町	99, 100, 101, 124, 191, 192, 193林班に係る区域	103.63	
	合計		257.30	
都市計画風致地区内の森林	米子市	21林班に係る区域	13.23	主伐に係る伐採種は定めない。 ただし、伐採地区及びその周辺の土地における風致を損なうおそれが少なく、伐採後の成林が確実であると認められる森林であっても、1伐区の面積は1ha以下とする。
	合計		13.23	
特別母樹林	大山町	49林班に係る区域	3.40	伐採は禁止する。 ただし、その指定目的を阻害するおそれがないものとして農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。
	合計		3.40	
史跡名勝天然記念物内の森林	米子市	25林班に係る区域	2.06	原則として伐採は禁止する。ただし、県教育委員会の許可を受けた場合はこの限りでない。
	南部町	23, 53, 225林班に係る区域	11.23	
	日南町	236, 737林班に係る区域	1.24	
	日野町	5林班に係る区域	0.59	
	合計		15.12	
史跡名勝天然記念物内の森林（県）、県自然環境保全地域内の森林	南部町	53林班に係る区域	8.27	原則として伐採は禁止する。 ただし、県教育委員会の許可を受けた場合はこの限りでない。
	合計		8.27	
県自然環境保全地域内の森林（禁）	南部町	11, 37林班に係る区域	3.77	原則として伐採は禁止する。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率は現在蓄積の10%以内）を行うことができる。
	日南町	721林班に係る区域	4.34	
	合計		8.11	

※保安林の間伐率については、指定施業要件の変更が未実施のものは10分の2とする。

2 その他必要な事項

該当なし